

# 《北上市中小企業等人材確保支援事業補助金》 市内中小企業のサービス・小売り販売に 従事する人材の確保を支援します！

- ・ 下記の他にも要件があります。詳細な要件については市ホームページでご確認ください。
- ・ 補助金活用をお考えの方は申請の前に下記までご相談ください。

## ステップ1

失業状態にある60歳以上の者又はトライアル雇用※終了後に常用雇用等の方を令和2年4月1日以降に次の対象となる職業に3ヶ月以上雇用した場合、補助金を支給します。

- ▶ 補助金の額 対象者① 短時間労働者※ 9万円 短時間労働者以外 15万円  
対象者② 12万円

【対象となる職業】飲食物調理、接客・給仕、小売店主・店長又は小売販売員の職業  
※対象の職業の具体例はHPに記載しています。

※「短時間労働者」とは  
1週間の所定労働時間が20時間以上かつ30時間未満の者をいう。

※「トライアル雇用」とは  
常用雇用へ以降することを目的に、3か月以内の期間を定めて試行的に雇用することをいう。

## ステップ2

ステップ1を行った事業主に対し、雇用した者を職場定着へ結びつけるため、職場環境の整備にかかる費用を補助します。

- ▶ 補助金の額  
職場環境の整備にかかる費用の1/2（上限100万円）  
※一定の要件を満たした場合 2/3（上限130万円）

※一定の要件  
「いわて働き方改革推進運動」の参加事業主又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を届け出た事業主であること

## ステップ3

ステップ2を行った事業主に対し、さらに①求人広告の掲載費用又は②HPの作成費用を補助します。

- ▶ 補助金の額 ①求人広告掲載費用の1/2（上限10万円）  
②HP作成費用の1/2（上限30万円）

## 【お問い合わせ先】

北上市商工部産業雇用支援課雇用対策係  
TEL 0197-72-8243 FAX 0197-64-2171  
E-mail sangyo@city.kitakami.iwate.jp

北上市HP

